

特例制度による幼稚園教諭免許状・保育士資格課程

【入学資格】

次の要件を満たす方に限ります。

1. (特例) 幼稚園教諭免許状取得課程
 - 1種：学士の学位および保育士資格の双方を有する方
 - 2種：高等学校卒業以上で保育士資格を有する方
 2. (特例) 保育士資格取得課程
 - 幼稚園教諭免許状(1種・2種は不問)を有する方
- ※実務経験にかかる確認やご質問には、お答えすることができません。実務経験については、実務証明責任者もしくは勤務先または勤務地の教育委員会・保育主管部局に必ず確認してください。

本特例制度を適用して免許状・資格を取得する場合、以下の「I.基礎資格」および「II.実務経験」の双方の要件を有する(している)方が対象となります。

I. 基礎資格

1. 幼稚園教諭免許状を取得希望の場合
 - 【1種】 学士の学位および保育士資格の双方を有する方
 - 【2種】 高等学校卒業以上(文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めたるを含む)で、保育士資格を有している方
2. 保育士資格を取得希望の場合
 - 幼稚園教諭免許状(1種・2種は不問)を有する方

II. 実務経験

以下3点のすべての条件を経過措置期間中に充足する(している)必要があります。

1. 以下①～⑨の学校または施設等において勤務経験があること。
 - ① 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む)
 - ② 幼保連携型認定こども園
 - ③ 認可保育所

- ④ 認定こども園である認可外保育施設
 - ⑤ 小規模保育施設
 - ⑥ 事業所内保育施設
 - ⑦ 公立の認可外保育施設
 - ⑧ 幼稚園併設型認可外保育施設
 - ⑨ 指導監督基準を満たす認可外保育施設
2. 実務証明責任者より実務証明の発行が可能であること。
 - (1) II-1-①の場合の実務証明責任者
 - ① 国立学校または公立学校の教員：所轄庁
 - ② 私立学校の教員：その私立学校を設置する学校法人の理事長
 - (2) II-1-②～⑨の場合の実務証明責任者
 - 勤務している(していた)施設の設置者
 3. 最低在職年数
 - 3年以上(勤務時間の合計が、4,320時間以上の場合に限る)
- ※実務経験については、実務証明責任者もしくは勤務先または勤務地の教育委員会・保育主管部局に必ず確認してください。

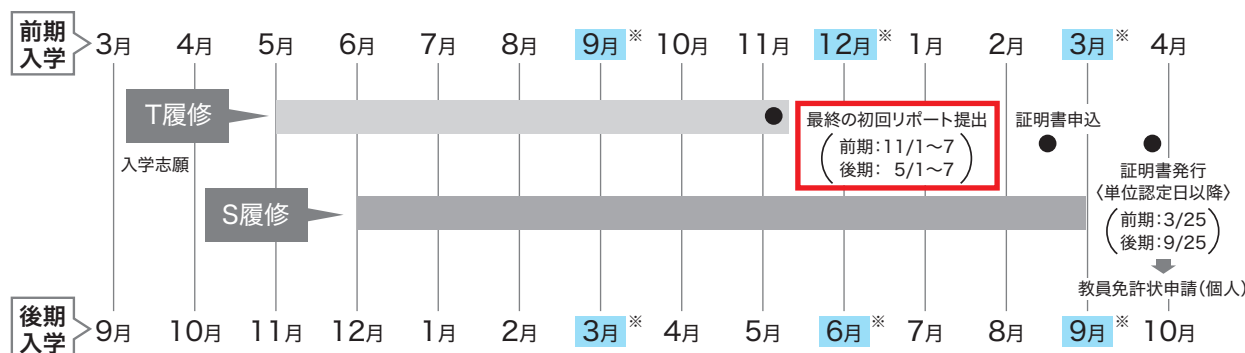
【開設課程・修業年限】

開設課程	修業年限	備考
科目履修コース	1年	科目履修コースの学籍は「科目等履修生」で、本学よりお渡しする身分証明書は「受講証」となります。1年間で登録した科目を履修できなかった場合は、所定の期間に手続きをすることによって在籍を延長することができます。

※在籍延長する場合、継続料12,000円および継続して履修する科目の学費・学友会費が必要です。

◆テキスト履修科目を登録される場合、修業年限1年のうち、実質の履修期間は、約6ヶ月程度となります。

【科目履修コースの1年間の履修の流れ(例)】



※単位認定時期については、pp.29~32を確認してください。